



1 あなたならどうする～A教員の勘違い～

わいせつ行為などの不祥事は、長年積み重ねてきた教員としてのキャリア、そして、児童・生徒、保護者や学校の信頼を失うだけでなく、財産的損失や大切な家族まで大きな影響を受けることになります。

自分は大丈夫と想着いても、はじめは全くそんなつもりはなかったものが、「いつの間にか…」、「気が付いたら…」と、取り返しのつかないことをしてしまったという事案が発生しています。

次の事例は、フィクションですが、実際に起こった事案を参考にして作成したものです。あなたならどうするか、どうすれば良かったのか、Aになったつもりで考えてみましょう。

I プロローグ

Aは、妻と2人の子どもと家族4人で暮らす、県立高校に勤める55歳の教員です。20年前に35年ローンで購入した一軒家は狭いながらも、家族団らんの温かい場所で一家には笑いが絶えませんでした。都内の大学に通う長女と、大学受験を控える長男の教育費を考えると少し気が重く感じることもありましたが、Aは今の生活に満足していました。学校でのAの勤務態度は真面目で、経験豊富で指導も熱心なことから、生徒から信頼されていました。定年を数年後に控え、Aは教員人生の総仕上げとして職務に励んでいました。

担任であったAは、卒業後の進路に迷っている女子生徒Bから、度々進路に関する相談を熱心に受けていました。卒業を間近にし、不安が募っているBを心配したAは、①学校の指導に反して、自分の携帯電話番号とSNS(メッセージアプリ)のIDを教え、『困ったら何でも連絡しなさい』と伝えました。

II いつの間にか…

その夜、自宅でナイター中継を見ていたAの電話に②BのSNSから友人登録の申請がありました。

Aは一瞬迷いましたが、やましいことをするわけではないと思い、友人申請を承認して③SNSで進路や学校のことなどのやり取りが始まりました。その後も、Aは、学校で二人きりで相談を受けるとともに、私的にSNSでやり取りを続けました。進路相談で帰りが遅くなると、自家用車に乗せ、自宅付近へ送り届けるなどの行為をしているうちに、AはBを自分の娘のように感じるとともに、Bが自分のことを慕ってくれていると感じ、次第にBのことをかわいく思うようになっていきました。

III 取り返しのつかないことを…

ある日、Aは助手席で疲れて眠っているBを見て、④不意に口に1回キスをしました。違和感を感じたBは驚いて目を覚ましましたが、Aは感情を押さえられず、再度Bに無理やりキスをしました。Bはなんとか車を飛び出してその場を立ち去りました。Aは、自分のした行為を悔やみましたが、時すでに遅く、走り去るBの背中を見つめるほかありませんでした。その後、信頼をしていたAから突然、キスをされたBは、精神的ショックから学校に通うことができなくなりました。

IV すべてを失い…

事情を知った保護者が、Aの行為を学校や警察に届け出たことにより不祥事が発覚し、⑦Aは懲戒免職処分を受けました。また、⑧警察からは、強制わいせつの嫌疑で事情聴取を受けることになりました。

学校では、⑨事故報告や警察からの聴取などの対応に追われるとともに、Aの代わりに他の教員が、指導を行うなど大きな負担となりました。Aの家族からは笑顔が消え、A自身も後悔の念から外出することができなくなりました。さらに、⑩Bの保護者からは、高額の慰謝料請求を受けました。

⑪懲戒免職となったAは、教員免許状が失効し、⑫老後の備えとして期待していた退職手当は支給されず、月々の給与も無くなり、収入は途絶えました。⑬再就職先を探しましたが、教員の時のような給与水準の仕事は見つからない上、退職理由を問われると雇ってくれる企業など一つもありませんでした。

また、仕事が見つからないAは、⑭住宅ローンや学費の支払もできなくなりました。子どもは、アルバイトでなんとか学費を捻出していましたが、⑮住宅は差押えされ、⑯愛想を尽かした妻は、子ども連れて家を出ていき、その後、夫婦は離婚しました。現在、Aは一時的欲望を抑えられなかったことを深く後悔し、日々の生活を送っています…。

2 わいせつ・セクハラ行為は絶対許されない！

わいせつ・セクハラ行為は犯罪です！(下線④)

●わいせつ・セクハラ行為は重大な裏切り

児童・生徒に対するわいせつ行為は、自分が教えている**子どもたちを裏切る行為**であり、『教師』という職業そのものに対する**背信行為**です。

児童・生徒に対しては、**適切な距離感**を持った指導・対応が必要です。

近年のわいせつ・セクハラ行為の事案は、スマートフォンなどで**SNS等を使って児童・生徒との私的なやり取り**をする中で、勘違いを起し、不適切な行為に及んだ事例がほとんどです。

次のルールを絶対に守りましょう！

SNS等の利用は絶対禁止！！(下線②③)

●SNS等でのやり取りは禁止！

児童・生徒とSNS等(メッセージアプリなど)を利用してやり取りすることは禁止です。

児童・生徒から、SNS等で連絡があった場合でも、安易に回答することなく、直接、児童・生徒に利用が制限されていることを説明してください。

連絡先の収集・管理はルールの徹底を(下線①)

●校長の許可を得て、文書による承諾を！

教育指導に使用する目的において、児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレス(以下、『連絡先』という。)を収集する必要がある場合は、**校長の許可**を得た上で、**本人・保護者に目的を伝え**、必ず**文書**により**承諾**を得てください。

連絡先を収集する必要がある場合においても、連絡先は代表者のみ収集し、代表者から用件を伝達するなど、収集する個人情報は最小限にしましょう。

●業務用個人メールを利用

児童・生徒への連絡に、電子メールを用いる必要がある場合は、**業務用個人メール**を利用してください。私的メールアドレスは利用できません。



Q 業務用個人メールって？

△△△△@pen-kanagawa.ed.jp のアカウントで、神奈川県教育委員会ネットワークシステムにおいて利用するために付与されたメールです。特に教職員個人が利用するためのメール(学校代表メール等は含まない)を業務用個人メールと呼びます。

民間企業によるクラウドサービスを利用して提供しており、学校外のパソコンや個人のスマートフォンからも利用することができます。

※ Web メールの利用方法と設定手順書を参照

(教育委員会ポータルサイト→ネットワークセンター通信→研修会資料)

●連絡先の管理は慎重に！

児童・生徒の連絡先を教職員が使用する端末(校務用・個人用を問わず)に登録する場合は、『**個人情報等持ち出し許可願**』により**校長の許可**を得ましょう。

端末に登録をする場合は、**パスワードを設定**し、個人情報の流出に対する防止策を確実に講じましょう。

SNS等が発端となった他の不祥事事例

●生徒の力になりたい…

生徒から部活動のことなどの相談を受け、**力になりたい**と思い自分の連絡先を教えたが、SNS等でやり取りする中で、次第に恋愛感情を抱き、当該生徒を抱きしめ、キスをした(停職6月(辞職))。

●飲酒をしながら、軽い気持ちで…

生徒から連絡先を教えて欲しいと乞われ、断ることができずに連絡先を教えたが、**帰宅後に飲酒をし、軽い気持ち**でSNS等で私的なやり取りを行った末、不適切なメッセージとわいせつな画像を送信した(停職6月(辞職))。

●最初は、日程調整だけだったのに…

最初は、授業の補習の日程調整の目的で、連絡先を教えたが、その後、生徒からSNS等で連絡があり、やり取りを続ける中で、校外で二人だけで会うようになり、恋愛感情を持ち、わいせつな行為に至った(懲戒免職)。

3 懲戒処分を受けると・・・

公務員としての責任(懲戒免職の例)(下線㉗㉘㉙)

●懲戒免職となると

平成 29 年度の懲戒処分者数は、全体で 24 人、懲戒免職は 5 人、うち 3 人がわいせつ行為によるものです。

自校児童・生徒に対するわいせつ行為は、「懲戒処分の指針」では、免職となっています(下線㉗)。

「懲戒処分の指針」は、過去の不祥事などを参考に懲戒処分の程度の標準的な目安を示したのですが、免職となれば、教員としての身分を失い、**教員免許状も失効**となり、教壇に立つことはできなくなります(下線㉘)。

また、免職以降の^{※1}**給料等は一切支給されず**、^{※2}**退職手当も原則支給されません**(下線㉙)。さらに、**共済年金の支給制限**もあります。

※1 平成 29 年 4 月現在の教育職の平均給料月額(基本給のみで手当は含まない)は、353,763 円(平均年齢 42.5 歳)です。

※2 平成 28 年度の教育職の定年退職・勸奨退職での平均退職手当支給額は、2,379 万円です。

(出典: 県のたより 平成 29 年 11 月号)

なお、免職とならなくても、停職、減給、戒告の懲戒処分を受けると、給与等への影響は、月額給与の一時的な減額にとどまらず、**期末・勤勉手当や昇給にも影響**し、最終的には**退職金にも影響**します。

刑事上の責任(下線㉚)

不祥事の内容によっては、刑事上の責任を問われ、**罰金や懲役刑**などを科される場合があります。逮捕・起訴となれば、**長期間身柄を勾留**されることとなります(下線㉚)。

裁判で禁錮以上の刑が確定すると**執行猶予が付いても**地方公務員法により、**自動的に失職**します。失職でも免職と同様に退職金は支給されず、教員免許状も失効します。

民事上の責任(下線㉛㉜㉝)

被害内容によっては、民事上の責任を問われ、被害者から不法行為(民法 709 条など)に基づく**損害賠償請求**として、慰謝料・治療費などを求められる場合があります(下線㉛)。

裁判となれば、他に裁判費用・弁護士費用等も発生します。懲戒免職により、収入を失えば**生活費やローンなどの支払いにも苦慮**することとなります(下線㉜㉝)。

社会的・道義的な責任(下線㉞㉟㊱)

懲戒処分については、「懲戒処分等の公表基準」に基づき公表しており、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合等以外は、**免職については、所属名、職名、氏名等を公表**します。

懲戒処分がされると、自分だけでなく**周囲にも大きな影響**が生じます(下線㉞)。

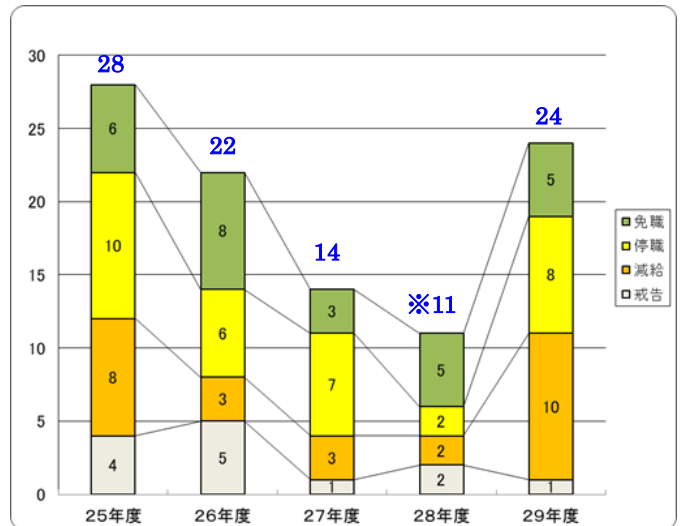
また、免職となれば、**再就職は困難**となるだけでなく(下線㉟)、**あなたが築いてきた信頼は、一瞬で崩れ去り**、職場や地域だけでなく、**大切な家族の絆も失います**(下線㊱)。



県教育委員会における懲戒処分の推移

●直近 5 年間の懲戒処分の推移

(単位: 人、平成 30 年 3 月 31 日現在)



※平成 28 年度の合計には、県立学校の入学者選抜に係る処分者 16 人(減給 3 人、戒告 13 人)は含まない。

●平成 29 年度 職員年代別懲戒処分者数

	20代以下	30代	40代	50代以上	計
処分者数(人)	6	5	3	10	24
(全数に占める割合)	25.0%	20.8%	12.5%	41.7%	100%
職員数(人)	7,019	8,428	6,692	11,548	33,687
(全数に占める割合)	20.8%	25.0%	19.9%	34.3%	100%

職員数は人事委員会作成「人事に関する統計報告」による(平成 29 年 4 月 1 日現在の県職員(一般職員+教員+現業職員)+政令市を除く市町村立学校職員)

不祥事を起こすとこんなにも様々な影響が生じるんだね…。



日常点検チェックリスト～不祥事防止のための30項目～

各項目について、できているか確認（できた項目に☑）してみましょう！

デスクなど、手元
において日々確認して



わいせつ・セクハラ行為の禁止（10項目）

- 公務上の必要もなく、児童・生徒の写真や動画を撮影していない。
- 緊急時を除いて、管理職の許可がないまま、児童・生徒を自家用車に乗せていない。
- 児童・生徒の指導は、必ず複数の教員で対応している。
- 教科準備室等で指導を行う場合、ガラスにポスターは貼らず、ドアを開け放つなど、他の教職員の目が届くようにしている。
- 児童・生徒とSNSでやり取りすることは絶対禁止されていることを知っている。
- やむを得ず電子メールを用いる必要がある場合は、業務用個人メールを使用している（私用アドレスは使ってはいけないのを知っている）。
- 児童・生徒の連絡先を収集する必要がある場合は、校長の許可を得た上で、本人・保護者に目的を伝え、文書で承諾を得ている。
- 児童・生徒の連絡先を端末（校務用、個人用を問わず）に登録する場合には、『個人情報等持ち出し許可願』により必ず許可を得て、パスワードを設定し、情報流出の防止策を講じている。
- 部活動の連絡先などは、代表者の連絡先だけの収集にとどめ、用件の伝達は代表者のみに行う旨を徹底している。
- 児童・生徒の肩や髪・背中などを触ったり、必要以上に身体や顔を近づけたりしていない。

個人情報の適切な取扱い（5項目）

- 個人情報が記載された教務手帳、答案用紙、健康診断結果等は、施錠できるキャビネットに保管している。
- USBメモリは、貸出許可を受けた所属管理のものを使用し、返却時は情報を消去し、許可者に返却の確認を受けている。
- 個人情報をやむを得ず、校外に持ち出す場合は、定められた手続きで、必要な許可と、返却の確認をしている。
- 個人情報を校外に持ち出した場合、車中等に放置せず、常に身に付けるなど紛失防止に留意している。
- 個人情報を含む文書を送付する際は、宛先と封入物を複数人でチェックし、誤送付を防止している。

体罰等の禁止（5項目）

- 長時間にわたり正座・直立させることも体罰に当たることを認識している。
- 体罰は、学校教育法に違反する行為であり、いかなる場合も許されないことを知っている。
- 怒りを体罰につなげないよう『アンガーマネジメント』を知っており、自分なりのコントロール方法を持っている。
- 体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合は、積極的に管理職や他の教員に報告・相談している。
- 生徒の気持ちに配慮し、適切な言葉遣いを心がけている。

交通事故防止・交通法規の遵守（5項目）

- 運転する時は、時間と心にゆとりを持って、安全運転を心がけている。
- 飲酒が予定されている場合は、自動車等を運転して、勤務先や最寄駅まで行かない。
- 運転する者に飲酒を勧めること、飲酒運転をしながら同乗することは交通法規違反であることを知っている。
- 飲酒した翌日でも基準値以上のアルコール濃度が検出されることがあるので、翌日に運転予定がある場合、注意している。
- 軽微な交通事故や交通違反であっても、必ず、速やかに管理職に報告が必要であることを知っている。

服務規律の遵守（5項目）

- 教員免許状の有効期限や、更新の手続きについて把握している。
- 短時間であっても、勤務時間終了前に退勤する場合は、年次休暇を取得している。
- 勤務時間内外を問わず、学校のパソコン機器等を使って、インターネットの閲覧など私的な行為を行っていない。
- 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれたビラ等を持ち込んでいない。
- 各種検定試験の試験監督に従事する場合には、事前に兼業・兼職の承認を得ている。

名前